

【畑地かんがい係・農地整備係・調査計画係】

1 県営土地改良事業負担金	2億2,300万円
(1) 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）負担金	
① 第三曾於北部地区	3,188万円
本地区は、高之峯ファームポンドの水を利用する地区で、2期に分割して実施します。 令和7年度は、事業費1億5,000万円（市負担金3,188万円）で、2期地区内の給水栓設置工事A＝15.0haを整備予定です。	
② 第四曾於北部地区	3,613万円
本地区は、金丸ファームポンドの水を利用する地区で、令和7年度は事業費1億7,000万円（市負担金3,613万円）で、給水栓設置工事A＝30.0haを整備予定です。	
③ 第五曾於北部地区	5,950万円
本地区は、帯野ファームポンドの水を利用する地区で、令和7年度は事業費2億8,000万円（市負担金5,950万円）で、給水栓設置工事A＝10.0ha、区画整理A＝15.0haを整備予定です。	
(2) 県営シラス対策事業負担金	
大隅 竹山地区	200万円
（令和7年度） 事業費 4,000万円（市負担金200万円） 事業内容 排水路 L＝400m	
(3) 県営農村振興総合整備事業負担金	
末吉地区	2,125万円
（令和7年度） 事業費 1億円（市負担金2,125万円） 事業内容 用水路整備L＝1000m 防火水槽 一式	
(4) 県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型）負担金	
大隅南地区	2,125万円
（令和7年度） 事業費 1億円（市負担金2,125万円） 事業内容 給水栓 末端散水施設	
(5) 県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（通作・保全）負担金	
曾於北部・末吉地区	2,375万円
（令和7年度） 事業費 1億1,000万円（市負担金2,375万円） 事業内容 農道整備 L＝110m 橋梁補修 一式	
(6) 県営中山間地域農業農村総合整備事業負担金	
第二大隅地区	750万円
（令和7年度） 事業費 5,000万円（市負担金750万円） 事業内容 用水路工 L＝740m 測量設計一式 換地業務一式	

(7) 県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	
七村地区	1,500万円
(令和7年度) 事業費 1億5,000万円(市負担金1,500万円) 事業内容 区画整理4.0ha 測量設計一式 換地業務一式	

(8) 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金	
高松地区	280万円
(令和7年度) 事業費 1,400万円(市負担金280万円) 事業内容 放水門ゲート補修 一式	

(9) 曾於東部県営畑地かんがい事業負担金	
祝井谷他3地区	194万円
(令和7年度) 事業費 3,200万円(市負担金194万円) 事業内容 減圧弁修繕 一式 ポンプ施設修繕 一式	

【農地保全係】

2 農道等維持補修費	1億927万円
(1) 農道等維持補修工事	4,338万円
・安全施設設置工事 384万円(カーブミラー、区画線設置等) ・維持補修工事 3,954万円(農道補修、排水路補修等)	
(2) 農道等整備原材料支給	2,536万円
市が管理する施設以外の農道、用水路、排水路の維持管理のため、生コンクリートやトラフ、砕石等の原材料を限度内で支給し、農業生産及び農村環境の整備を図ります。 (主な支給基準) ・農道幅員原則3m以上であること。 ・受益戸数2戸以上、受益面積原則1ha以上	

【農地整備係】

3 かがしまの農業未来創造支援事業	498万円
道路・用排水路工事	
農業生産の向上と農業経営の安定を図るため、農道・かんがい排水整備を行う。 (令和7年度) 事業費 498万円(補助率 県40%) 事業量 西村地区 測量設計等一式	

【農地整備係】

4 市単独土地改良事業 75万円

(1) 市単独土地改良補助金

団体及び共同で行う小規模土地改良事業の施設の整備促進を図るための補助を行う。
(補助率)

かんがい排水・農道整備 50%以内 農道舗装 60%以内

(令和7年度)

事業費 75万円

【農地総務係】

5 大隅農村環境改善センター管理費 100万円

農業経営及び農村生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進します。

6 公園管理費 208万円

いきいき親水公園管理事業

いきいき親水公園は、財部温泉センターに隣接する市民の憩いの場です。また、市民の散策や交流の場となっています。施設の健全な運営、維持管理に努めます。

【農地整備係】

7 土地改良施設維持管理適正化事業 1,321万円

土地改良施設改修工事

本事業は、老朽化した土地改良施設を改修するため、鹿児島県土地改良事業団体連合会の適正化事業に加入し、5年間必要経費を積み立て事業を実施する。

(令和7年度)

事業費 1,321万円

補助率 国30% 県30% 地元40%

事業量 用水路 一式

【農地総務係】

8 多面的機能支払交付金事業 1億58万円

(令和7年度)

総事業費 1億58万円 参加組織数 28組織

末吉12組織 大隅12組織(内1広域組織) 財部4組織(内1広域組織)

【畑地かんがい係】

9 基幹水利施設管理事業 3,005万円

谷川内ダムや中岳ダム本体、頭首工、導水路や管理棟などの基幹水利施設を管理するための事業です。この事業には、国と県で30%ずつ、合計で60%補助されます。

谷川内ダムは、曾於市が直接管理しますが中岳ダムは受益面積が大きい志布志市が管理してその応分を志布志市へ負担します。

【農地整備係】

10 電源立地地域対策交付金事業	556万円
農道改良工事	
本地区は、市内有数の平野地形で、農地と住宅地が混在した大地であるが、農地と農地を結ぶ農道が未整備であり、農業の生産性を向上させるため早急に整備を行い、維持管理費の節減及び農業生産性の向上を図る。 (令和7年度) 事業費 556万円 定額補助 470万円 事業量 八合原段1号線 農道改良工事 L=45m	

11 水利施設等保全高度化事業	6,371万円
用水路工事	
農業水利施設の老朽化による維持管理労力が増加しているため、保全対策を実施し生産効率・安定性の向上を図る。 (令和7年度) 事業費 6,371万円 事業量 笠木地区 用水路 L=58m 新田場地区 用水路 L=100m	

12 農業水路等長寿命化・防災減災事業	2,763万円
用水路工事	
土地改良施設の計画的かつ効率的な長寿命化対策を図るとともに維持管理の効率化及び安全性の確保を図る。 (令和7年度) 事業費 2,763万円 事業量 縄瀬地区 堰板改修 一式 天神領地区 用水路 一式	

【林政係】

13 林道管理	526万円
森林整備を適切に実施するため、その基盤施設となる林道の維持管理を図ることにより、地域林業の振興及び森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指します。 【主な事業内容】 崩土除去等業務委託料 260万円	
	

14 治山事業

8,694万円

人家裏等の崩壊した森林に対して、地域住民の安全と地域防災等を図るため、治山事業を実施することにより、森林の早期復旧と森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指します。

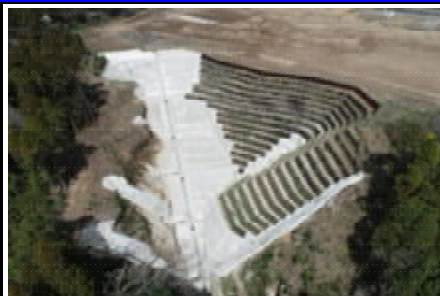
【主な事業内容】

緊急自然災害防止対策事業測量設計委託料

1,315万円

緊急自然災害防止対策事業工事費

7,348万円



15 森林環境譲与税事業

8,877万円

曾於市における林業の成長産業化の実現や森林の有する公益的機能の高度発揮を目指すため、森林環境譲与税事業により、『適切な森林経営管理』に向けた課題解決のための各種施策を展開します。

【主な事業内容】

森林整備計画推進業務委託料

650万円

造林事業担い手対策促進事業補助金

988万円

次世代の森林づくり対策事業補助金

5,631万円

(間伐、再造林、下刈)

地域産材利用促進事業補助金

450万円



【農地保全係】

16 現年発生農地・農業用施設災害復旧

1,536万円

災害復旧事業は、異常気象等によって被災を受けた農地・農業用施設（農地、農道、用排水路、頭首工等）を原形に復旧することが目的です。なお、国の補助事業であるため、次のような一定の条件があります。

(主な採択条件)

- ・被災当時の1時間雨量が20mm及び24時間雨量が80mm以上であること。
- ・現年発生災害であること。
- ・受益戸数が農地1戸以上、農業用施設2戸以上であること。
- ・復旧工事費が40万円以上であること。

市単独農地災害復旧事業補助金

本事業は、団体等が行う国の補助事業の対象とされない10万円以上40万円未満の農地災害復旧事業について、農家負担の軽減と農業経営基盤の安定を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

(交付基準) 補助対象は、団体等が行う農地災害復旧事業に要する経費とし、工法は畦畔及び埋没、流失の復旧です。畦畔については、柵工、土羽工とするものです。補助率は(畦畔復旧、埋没・流失の復旧)事業費の80%以内です。

1 道路維持費

3 億 1, 016 万円

市道において、舗装・側溝・路肩・法面等の維持補修管理を適正に行い、交通安全と日常生活の利便性の向上を図ります。また、市内各自治会の皆様にご協力を頂きながら市道清掃を実施し、市道の保全と地域の生活環境改善に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 維持補修作業
- (2) 市道清掃（報奨金）
- (3) 道路清掃業務委託（伐採等）
- (4) 維持工事（舗装補修・側溝改修等）
 - 末吉管内…本町2号線 外 14 路線
 - 大隅管内…笠木・かんじん松線 外 14 路線
 - 財部管内…上正ヶ峯・蓼原線 外 9 路線



側溝改修予定箇所

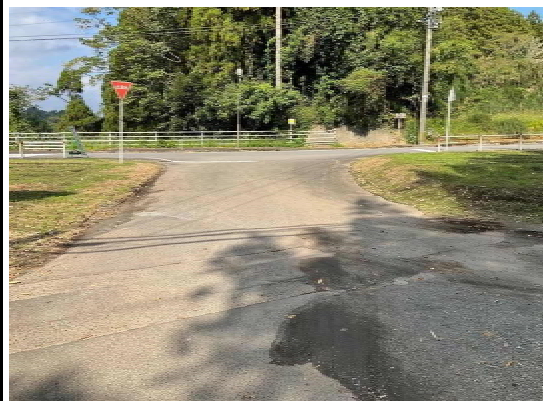
2 市単独事業

2, 868 万円

市道舗装の経年劣化に伴う更新や、幅員が狭く未改良市道の比較的短い区間で、市民の日常生活に多大な支障をきたしている路線を、効果的な改良拡幅や舗装の改修を行い、地域に密着した道路整備を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（4 路線）
 - 末吉管内…森田・緩毛原線
 - 大隅管内…中野・岡元線
 - 新原・飯田線
 - 上諏訪・花白線
- (2) 改良・舗装工事（3 路線）
 - 末吉管内… 中原・白毛線
 - 大隅管内… 西竹山線
 - 財部館内… 畠中・正ヶ峯線



中原・白毛線



西竹山線

3 辺地対策事業

1億2,086万円

市内の辺地地域内の市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線を計画的に拡幅改良し、利便性の向上を図ります。

【主な事業内容】

(1) 新設改良工事(7 路線)

大隅管内…須田木線

笠木・かんじん松線

神牟礼・沖上線

財部管内…荒川内・ハケ代線

高塚線

桐原・溝ノ口線

北俣・馬立線



須田木線

4 過疎対策事業

1億4,948万円

本市の住民生活に密着し、地域の産業に不可欠な市道で、幅員狭小や急カーブ・交通実態に合わない等、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装を行い過疎地域の活性化を図っていきます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託 (3路線)

末吉管内…緩毛原・七村線

西高松・小鍋線

大隅管内…笠木・馬渡線

(2) 新設改良工事 (7 路線)

末吉管内…西高松・小鍋線

緩毛原・七村線

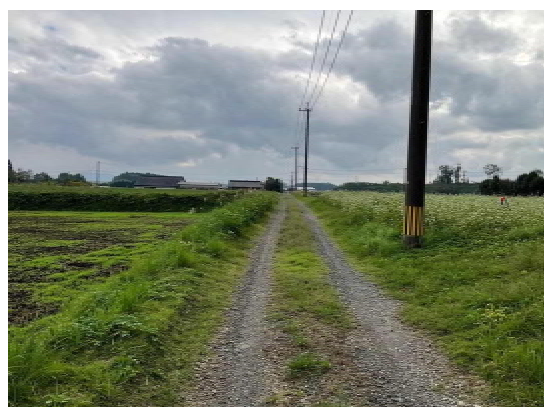
大隅管内…紺垣線

二重堀・北線

川路山・中須田木線

笠木・馬渡線

財部管内…七村4号線



西高松・小鍋線



紺垣線

5 社会資本整備総合交付金事業

8,561万円

東九州自動車道等幹線道路へのアクセス道路として重要な路線や県道と県道を結ぶ物流の重要路線を、地域産業の基盤強化と生活環境の改善のため、改良拡幅及び舗装の性能向上を図ります。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（1路線）

大隅管内…河原・飛佐線

(2) 改良舗装工事（2路線）

大隅管内…河原・飛佐線大谷工区

財部管内…正部・十文字線



河原・飛佐線



正部・十文字線

6 公共施設等適正管理推進事業

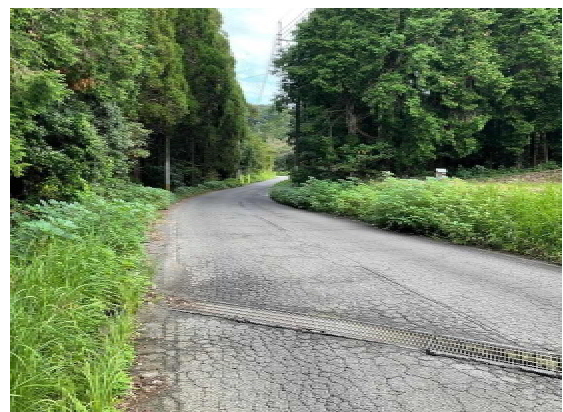
1,006万円

主要市道の舗装や法面等で機能が低下した施設の改修を実施し、施設の保全を実施することにより通行の安全と交通アクセスの円滑化を図ります。

【主な事業内容】

(1) 舗装等改修工事（1路線）

大隅管内…平木・伊屋松線



平木・伊屋松線

7 排水路整備事業

8, 953万円

市道の排水路整備は、道路の機能保持に不可欠なものであり、豪雨等により災害を起こす恐れのある道路側溝や流末排水路を整備し、道路の機能強化を図ります。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（4路線）

末吉管内…川内・松尾線
寺園・今町線
大隅管内…桑水流線
二重堀・川路山線

(2) 排水路工事(11路線)

末吉管内…見帰・坂元線
村山中線
川内・松尾線
栢井・岩南線
寺園・今町線
大隅管内…沖上・大川原線
馬場・竹山線
桑水流線
二重堀・川路山線
財部管内…片平1号線
大峯線



沖上・大川原線



片平1号線

8 橋梁長寿命化修繕事業

9, 626万円

老朽化及び損傷した橋梁の修繕・維持管理を計画的に行い、車両や歩行者の安全な通行を確保し、橋梁の長寿命化により維持管理や架け替えなどのコストの縮減を図ります。

【主な事業内容】

(1) 橋梁修繕測量設計業務委託

大隅管内…大谷橋

(2) 橋梁点検調査業務委託

市管理橋梁の点検調査(23橋)

(3) 橋梁修繕工事

財部管内…中間隧道（トンネル）
通山橋
宝来橋



大谷橋

9 交通安全施設整備事業

3,167万円

市道で見通しの悪い急カーブや交差点及び道路外への転落等の恐れのある道路において、道路反射鏡・ガードレール・外灯・区画線等の交通安全施設を設置し歩行者及び通行車両の安全確保に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 外灯・街路灯等の設置や管理
- (2) 交通安全施設設置工事
道路反射鏡、防護柵、区画線、外灯、自転車青矢羽根等



区画線：見帰・坂元線

11 河川費（河川総務費、砂防費）

1,950万円

河川の維持工事を計画的に行います。また、県営事業の砂防工事や急傾斜地崩壊対策事業の推進と負担金を支出し、地域住民の生命財産の保護に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 河川維持工事（1河川）
財部管内…後川
- (2) 県営事業負担金
急傾斜地崩壊対策事業（5地区）
末吉管内 …飯塚地区
上柿木地区
大隅管内…渡辺団地地区
財部管内…片平地区
水ノ手地区
県単砂防施設整備事業負担金（2河川）
末吉管内 …内村川
久保川の支溪



後川寄須除去



渡辺団地地区

【住まい政策係】

1 住宅リフォーム促進事業	1,225万円
地域経済の活性化と快適な住環境の整備による定住促進を図るため、市民自ら居住する住宅及び空き家のリフォーム工事費、家財等撤去の経費の一部を補助する事業を実施します。 但し、リフォームを行う業者は、市内業者に限ります。 【補助事業】 ・工事経費が20万円以上 ・リフォーム対象工事費の10% ・家財等撤去経費の50%で最高7万円（空き家に限る）	
2 危険廃屋解体撤去事業	3,800万円
市民の安心安全と住環境及び良好な景観づくりを推進するため、危険廃屋の取り壊し、撤去、処分にかかる工事費の一部を補助する事業を実施します。 但し、解体撤去を行う業者は、市内業者に限ります。 【補助基準】 ・工事経費が30万円以上で対象工事費の30%を補助 ・対象工事費が 30万円以上 100万円以下 補助限度額 30万円 // 100万円超 200万円以下 // 35万円 // 200万円超 // 40万円	
3 空き家再生等推進事業	130万円
空き家等の実態を調査することにより空き家の利活用を図り、また危険廃屋等の撤去推進を図ります。 空家には次の種類があります ①活用空き家 すぐに活用が可能な空き家 ②不明空き家 所有者等の活用意向が不明な空き家 ③事情空き家 さまざまな事情から、管理出来ない空き家 ④放置空き家 放置されているだけの空き家 	
4 宅地関連等災害復旧事業	500万円
災害により被害を受けた宅地関連等の災害復旧を推進するため、災害復旧事業にかかる工事費の一部を補助する事業です。 【補助対象事業】 ・経費が10万円以上かかる復旧事業 ・土砂の流入により損壊した宅地等の補修や立木、倒木などの支障物の撤去 ・崩壊した法面の整形及び保護工事やブロック塀等、工作物の撤去及び修復 【補助金額】 ・対象事業費の50%で最高100万円	

5 空き家バンク促進事業	840万円
地域経済の活性化と空き家の有効活用、市民の生活環境の向上及び定住促進を図るため空き家バンクに登録された物件の改修工事費・家財道具処分費等の一部を補助する事業を実施します。但し、空き家の改修を行う業者は、市内業者に限ります。 【補助基準】 ・改修工事経費が20万円以上 ・対象工事費等の50%で最高150万円（市内居住者は75万円） ・DIYリフォームは最高30万円 ・家財等撤去は最高15万円	

【都市計画係】

1 都市計画総務費	2,168万円
少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、低炭素化の推進、防災・減災まちづくりの推進、歴史文化資源を活かしたまちづくり等、都市を取り巻く社会環境の変化・ニーズに対応した持続可能な都市づくりに努めます。	
2 都市公園管理費	4,962万円
都市公園が安全で市民の憩い、コミュニティ活動の場として、その機能を十分に発揮できるよう、既存ストックの有効活用を含む効果的・効率的な整備・維持管理に努めます。 【主な事業内容】 (1) 公園清掃業務委託 (2) 公園遊具安全点検業務委託 (3) 公園整備工事（向江公園）	 市内の都市公園 (末吉町 向江公園)

【住宅施設係・管理係】

1 住宅総務費	8,680万円
市が管理する住宅総数は1,115戸です。このうち川内団地など市営住宅が876戸、特定公共賃貸住宅2戸、市有住宅は91戸、地域振興住宅は146戸を管理しています。 住宅使用料を主な財源として、住宅の改修・修繕などの住宅管理を計画的に行っています。 老朽化等により機能低下や継続管理の困難な住宅については、建替えや改善、用途廃止に伴う解体工事などを計画的に進めます。 住宅使用料は住みよい住宅環境を維持する為の大切な財源です。納期内に納めましょう。	

曾 於 市 営 ・ 特 公 賃 ・ 市 有 ・ 振 興 住 宅 管 理 戸 数 令 和 7 年 4 月 1 日 現 在

	市営(戸)	特公賃(戸)	市有(戸)	振興住宅(戸)	計(戸)
末 吉	311	2	40	72	425
大 隅	321	0	29	44	394
財 部	244	0	22	30	296
計	876	2	91	146	1,115

2 スtock総合改善事業

6,844万円

社会資本整備総合交付金を主な財源として、既設市営住宅について計画的に改善を進めます。今年度は、令和5年度に改定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、川内団地の外壁落下防止等改善工事・設計を計画しています。



3 地域振興住宅建設事業

10,342万円

市の単独事業などに使われる過疎債を活用し、地域の要望等をふまえて、新規転入者の若者世帯が居住できる新たな住宅の建設により、地域の活性化を推進するため地域振興住宅3戸の建設を計画しています。



【住宅施設係】

1 住宅耐震改修等促進事業

84万円

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、下記の補助を行っています。昭和56年5月31日以前に着工された、現に居住の用に供している又は居住の用に供することが見込まれる2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下の木造住宅、長屋又は共同住宅が対象となります。

(1) 耐震診断補助募集棟数 2棟

耐震診断資格者による診断に要する経費を補助します。既に耐震診断を終えている場合は対象外となります。また、1棟につき120,000円を限度とします。

(2) 耐震改修補助募集棟数 2棟

木造住宅耐震改修に要する経費を補助します。既に耐震改修を終えている場合は対象外となります。また、1棟につき300,000円を限度とします。

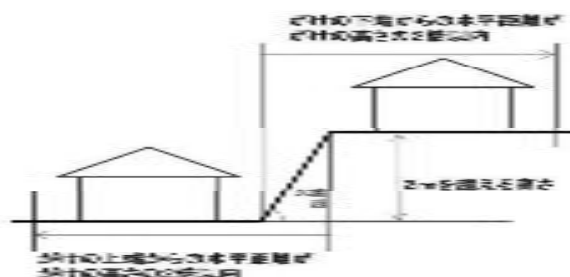
2 がけ地近接等危険住宅移転事業

836万円

がけに近接する危険住宅には、補助金を交付する制度があります

移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

危険住宅とは、下記のような昭和46年8月31日以前に建築された住宅、又は県が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅です。



(詳しくは本庁まちづくり推進課までお問い合わせください。)

【建築係】

1 狭あい道路整備等促進事業

164万円

都市計画区域内における建築行為に係る狭あい道路(幅員4m未満の道)の後退用地を寄附していただき、市が後退用地の分筆測量及び登記費用の負担、並びに後退用地を整備することにより、緊急車両の通行や災害避難等を円滑にするなど生活環境の向上を図ります。

敷地が、狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)に面している方で、次の予定がある場合は、本庁まちづくり推進課までご相談ください。

- ・ 建築の新築、増改築をする場合
- ・ 門や塀などを撤去する場合
- ・ 敷地前の道路を広げたいとお考えの場合など



【公民連携推進室】

1 公民連携推進事業

1,963万円

行政と民間が協業し、市街地を中心にエリアマネジメントに取り組んで、都市の魅力を向上し持続可能なまちづくりをめざします。

専門有識者による支援を計画し、また先行事例の視察研修の実施及び公民連携に資する人材育成プログラムへ、職員を派遣し、曾於市における公民連携の礎を築いていきます。



水道課・産業振興課

【水道事業会計】

本市水道事業は、給水開始以来その事業の目的である安心安全な水を供給してきました。給水戸数及び給水量はともに年々減少傾向にあるものの、今のところ順調に運営されています。

令和7年度は、業務予定量として給水戸数15,048戸、年間給水量3,218,014立方メートル、1日平均給水量8,816立方メートルを予定しています。

1 主な水道事業会計費用

(1) 収益的支出 5億7,090万円

いつでも水道を使用できるように、各戸に水を送り届けるための維持管理に必要な修繕費、動力費、人件費及び企業債利息償還のために支払う経費です。

(2) 資本的支出 4億7,382万円

水道管路及び水道施設の整備、機器購入並びに企業債元金償還のために支払う費用です。

2 施設の主な整備計画

本年度の主な施設整備工事は、上水道施設整備、配水管整備及び各施設維持管理であり、安心安全な水をより安定的に供給し、住民サービスの向上を図ります。

配水設備改良費 3億3,000万円

水道管工事（住吉地区配水管布設替え、八合原地区耐震化等）

【公共下水道事業会計】

住みよい快適な生活環境と大淀川の水質保全を目的として、公共下水道事業を進めてきました。平成9年度から工事に着手し、平成29年度で計画面積200haへ変更認可を受けたところです。令和2年度からは公営企業会計を適用し、安定した経営を図り、施設の管理と下水道加入促進に努めています。

令和7年度は、業務予定量として接続戸数1,862戸、年間排水量370,854立方メートル、1日平均排水量1,141立方メートルを予定しています。

1 主な下水道事業会計費用

(1) 収益的支出 1億9,418万円

各家庭から排水される水をきれいにするための維持管理に必要な修繕費、動力費、人件費及び企業債利息償還のために支払う経費です。

(2) 資本的支出 2億2,420万円

下水道処理場や、管渠築造工事の施設を新設や改良する経費及び企業債の元金償還として支払う経費です。

【一般会計】

1 小規模水道事業

1, 110万円

水道事業以外の小規模水道において、安全で良質な飲料水の使用促進と市民の日常生活の改善合理化を図り、併せて環境衛生の向上促進を推進します。

- (1) 飲料水水質検査補助金 26万円
飲料水の水質等検査にかかった検査料の2分の1以内で補助金を交付します。
- (2) 小規模水道施設整備費補助金 900万円
小規模水道の施設整備にかかった経費の2分の1以内で補助金を交付します。
- (3) 家庭用飲用井戸等整備費補助金 135万円
家庭用飲用井戸のボーリング等工事にかかった経費の2分の1以内で50万円を限度に交付し、20万円以上の修繕費に対して一律5万円で補助金を交付します。

2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

5, 708万円

し尿及び生活排水を浄化して、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。
この事業は、公共下水道区域以外の市内全域が対象で、浄化槽を設置する方に補助金等を交付する事業です。

- (1) 浄化槽設置整備事業補助金 3, 903万円

市内全域（公共下水道区域以外） 145基

・ 補助基本額

新築分

5人槽	1基当たり	221,000円
7人槽	1基当たり	276,000円
10人槽	1基当たり	365,000円

転換分

5人槽	1基当たり	332,000円
7人槽	1基当たり	414,000円
10人槽	1基当たり	548,000円

- (2) 単独浄化槽及び汲取槽撤去費補助金 414万円

46基

単独浄化槽及び汲取槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽及び汲取槽撤去にかかった費用に対して9万円を限度に補助金を交付します。

- (3) 単独浄化槽及び汲取槽転換に伴う配管補助金 1, 380万円

46基

単独浄化槽及び汲取槽から合併浄化槽へ切り替えた際、配管の布設替えにかかった費用に対して30万円を限度に補助金を交付します。

曽於市下水道浄化センター



農業委員の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に義務づけられた行政委員会です。「農業委員会等に関する法律」の改正により、公募制となり市長が議会の同意を得て任命する農業委員 19 名（許認可等）と公募により農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員 19 名（現場活動等）が加わり 38 名で日常活動をしています。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、連携をしながら農業委員会の主たる業務である農地の権利移動の許認可や農地パトロール、「貸したい」「借りたい」総点検活動、農業者年金業務、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、無断転用の発生防止・解消、新規参入の促進、認定農業者の育成、農業に関する調査研究、農業者への情報提供、行政庁への政策提言等を行っています。

農業委員会の活動内容

1 優良農地の確保	2 農家への支援
(1) 農地転用・権利移動の申請受理並びに知事への進達 (2) 無断転用防止・農地パトロールの実施 (3) 荒廃農地の解消・農地の利用集積の促進 (4) 農地の利用状況調査、意向調査、再生利用が困難な農地の非農地判断 (5) 農家相談の開催、「貸したい」「借りたい」総点検活動	(1) 担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動 (2) 新規就農者に対する農地のあっせん活動 (3) 農業経営規模拡大事業の一部助成（貸し手・借り手に対する市の助成） (4) 農地流動化の促進 (5) 家族経営協定の締結促進
3 農政活動	4 農業者年金の加入促進
(1) 認定農家や担い手農家と語る会の開催 (2) 国・県・市に対する建議及び要望 (3) 農政の調査研究 (4) 地域計画話し合い活動への参加	(1) ゆとりある老後の生活支援活動
	5 農地中間管理事業
	(1) 農地の貸し借りを支援

【総務係・農地係】

1 優良農地の確保対策及び庶務全般	3,968万円
農地法に基づく諸手続き ○農地法第3条 農地を売買したり贈与したり貸借するには、前もって申請書を農業委員会に提出して農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可により、名義変更の登記申請ができ、軽油免税のための耕作証明も受けられます。	
○農地法第4条・第5条 農地を耕作以外の目的で使うには、前もって県知事（4ヘクタールを超えるときは九州農政局長への協議）に許可を受けなければなりません。 申請書は、農業委員会を通じて県知事に提出し、許可までおよそ2ヶ月（農振除外はさらに延びます。）を要します。 法第4条は所有者自らの事業目的での転用について、法第5条は所有者以外の事業目的での転用について申請するものです。	

【無断転用には厳しい罰則】

許可を受けずに転用すれば、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合は罰則が科せられます。

【届出】

○2アールに満たない所有農地に畜舎や農機具倉庫などを建築する場合及び農地の形状変更（盛土等）をする場合には、用途変更届出が必要です。

○相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出が必要です。

◎これらの申請を受けて、許可書や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

【利用状況調査・意向調査・非農地判断の実施】

農地法により、毎年農地の利用状況調査を実施し、調査結果に基づき、再生可能な荒廃農地・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地・耕作中に分類し、特に優良農地の中の荒廃農地に対しては指導等を実施し、荒廃農地の解消を推進します。

再生可能な荒廃農地については、意向調査を実施後、鹿児島県地域振興公社（中間管理事業）へ情報提供し、また再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、非農地判断をします。

2 農家支援事業

450万円

農業者の育成確保と農地の有効利用を図るため、土地利用型農業を目指した農地の取得又は借入による規模拡大を行った場合、一定の条件を満たす農家に対し市の助成金があります。

3 農政活動事業等

20万円

農政部会では、曾於市の農業振興と農家の地位向上に寄与するための調査研究を行い、農家の意見を行政機関に建議・政策提案を行います。

また、認定農業者の意見聴取や地域計画策定に伴う話し合い活動へ参加し、地域の実情の把握と検討を行います。

【主な事業内容】

- (1) 認定農家と語る会を実施します。
- (2) 農業委員会だよりの発行を3月に実施します。
- (3) 賃借料や農作業別標準賃金表等の農業関係情報を作成し公表します。



4 農業者年金加入促進事業

27万円

農業をされている方の老後の生活のゆとりと安心のため、農業者年金の加入促進と年金受給等の手続きを行っています。

加入の申し込み・相談は、農業委員会や農協で行っています。

【農業者年金の内容】

- (1) 将来の年金受給に必要な原資を自分で積み立て、運用し受給額が決定します。
- (2) 国民年金の第1号被保険者で、60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できます。
- (3) 毎月の保険料は2万～6万7千円の間で自由に選択でき、増減も可能です。
- (4) 加入・受給中死亡でも80歳までの保証付きの終身保険です。
- (5) 保険料は全額社会保険料控除となります。
- (6) 意欲ある担い手に保険料助成（政策支援）があります。